

国民健康保険制度改革について (産前産後保険料免除)

令和5年11月1日

大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険産前産後保険料の免除

(1) 改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の施行に伴い、令和6年1月1日から出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置が講じられることとなったため改正するもの。

(2) 改正内容

世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

減額する額は、出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とする。

(3) 免除措置の概要

【現状】

国民健康保険料は、応益(均等割・平等割)と応能(所得割)に応じて設定されている。

そのうえで、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。

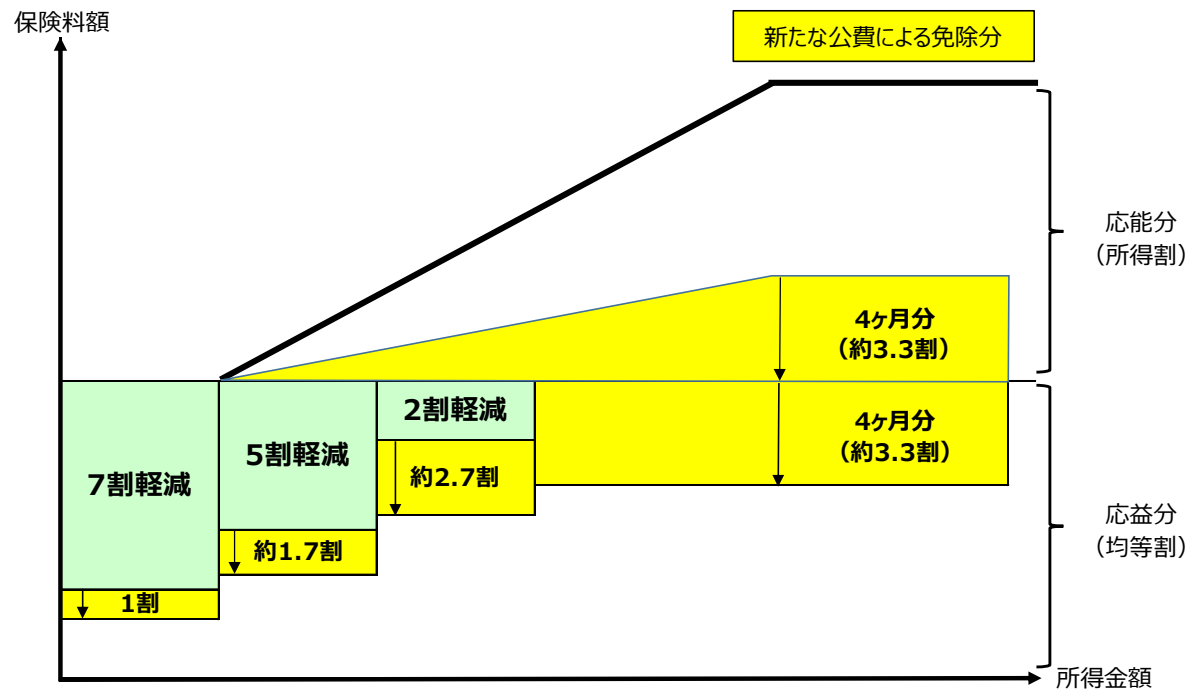
⇒子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月間)の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。

※多胎妊娠の場合は6ヶ月分

【免除のスキーム】

- 対象: 出産する被保険者とする。
- 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月分)の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。(多胎妊娠の場合は6ヶ月分)
- 国・地方の負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【イメージ図】



【免除のイメージ】

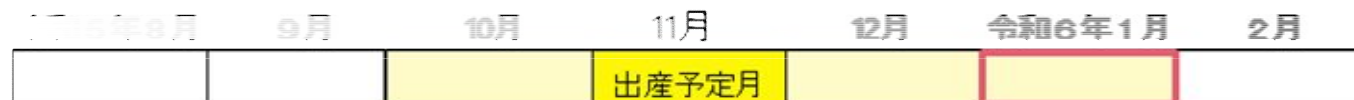
その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」という。)相当分を減額。



※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料を年額から減額

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分を減額

●令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分のみ保険料を減額。



(4) 施行期日

令和6年1月1日